

## 税制調査会（第24回総会）議事録

日 時：令和5年5月29日（月）12時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○委員

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第24回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりでございます。

オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

さて、本日は、前回総会で御了承いただいたとおり、答申取りまとめに向けた起草会合として進めてまいります。したがって、皆様から忌憚のない御意見を伺うため、非公開としております。オンラインでのリアルタイム中継やプレスの方々の傍聴はございません。

ただし、いつもどおり会議終了後の記者会見は開催することといたしまして、私から記者の皆様には議論の概略をお伝えすることとしております。また、後日、発言者名を伏した上で議事録を公表することとしておりますので、その点、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、答申内容の具体的な検討内容に入りたいと思いますが、前回総会の際に委員の皆様から、読み手としての国民の皆様に対して、今の税制の現状や今後の課題を取りまとめて御説明することは大事であるという御意見や、平成12年答申の総論・各論はともにとても分かりやすく整理されており、このような整理は非常に有用であるという御意見など、平成12年答申の形式や構成について、多くの先生方から御支持いただく御意見をいただきました。

また、前回、私の方から申し上げましたが、当調査会として今後の税制に関する議論の基礎的な素材を提供することで、国民の皆様には税の在り方を自分事として関心を持っていただき、そして、御理解いただけるよう努めることが重要だと考えております。この点からも、平成12年答申は基礎となるものではないかと思っております。

これらの点を踏まえ、今般取りまとめる答申形式に関しては、平成12年答申のように税制の現状と課題を掘り下げて記載する形、つまり、前半に総論的な記載を、そして、後半に各論的な記載をする形を念頭に構成できればと考えます。

その上で、実務的に何人かの先生方や事務局の方々にもお力をお借りしながら、本

日提示させていただいております総論の文案を作成いたしました。

文案はそれなりに長いものとなっておりますが、あらかじめ皆様にお送りさせていただき、事前にお目通しをいただいていると思いますので、事務局から構成などに関して簡潔に説明いただき、その後、引き続き、昨年秋に総会で行った個別税目の議論を事務局から紹介していただいた上で、意見交換に入りたいと考えております。

なお、本日、皆様の前に配付させていただいております文案に関しては、情報管理の観点から、会議終了後回収とさせていただきますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

それでは最初に、事務局から総論部分に関して御説明をお願いできればと思っております。

よろしく願いいたします。

## ○事務局

私の方から、お手元にございます答申案について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭に会長からも御発言いただきましたとおり、答申案の構成については総論と各論という二つのパートからできております。

総論に当たります第1部「基本的考え方と経済社会の構造変化」という部分でございませけれども、この部分は前回御議論いただきました租税制度の概要ですとかその変遷あるいは近年の社会経済の構造変化について記載しております。

そして、第2部、「個別税目の現状と課題」と題してはございませけれども、この部分は所得税、消費税、法人税などの国税、及び地方税といった個別税目ごとの制度概要ですとか、今後求められる対応などについて、本日のご議論も踏まえながら今後作成していくというような流れを考えております。

続いて、簡単ではございませけれども、具体的な内容について御説明させていただきます。

まず、本文の1ページ目でございませけれども、冒頭に「はじめに」といたしまして、岸田総理からの諮問とともに、この答申に求められる在り方ということなどについて記載しております。

2ページ目から、第1部「I. 租税の役割と基本的考え方」としまして、租税の役割、租税と民主主義の関係、タックス・ミックスという考え方、そして、租税原則の基本原則など、租税とは何なのかということを経済の皆様に広く理解していただくための素材となるであろう内容を記載してございませ。

ここでは前回の総会でいただいた御意見の中で、例えば「我が国が直面している現状を考えますと、租税原則、これまで公平・中立・簡素と言ってきましたけれども、これに加えまして財政需要を満たすために十分な租税収入を上げられるようにするという十分性の観点というのも一つ観点として加えるべきではないか」といった御意見。また、「公的サービスを国民が受益していることが伝わらないと、税を負担すること

の納得感は感じられないのではないか」といった御意見を踏まえまして、十分性というものを記載しているとともに、公的サービスと租税義務や租税負担のバランスを確保することが必要といった記載をしております。

その次、19ページ目を御覧いただきますと、「Ⅱ．近年の税制改革の流れ」について記載してございます。ここでは、我が国における租税の成り立ちですとか、税制改革の歴史、それから、社会保障・税一体改革の経緯等について記載してございます。特に、昭和62年・63年の抜本的税制改革や、社会保障・税一体改革などをトピックとしまして、当時の社会情勢に対して各税目においてどのような改正が行われたのか、また、社会保障と税制の在り方に関してどのような議論が行われてきたのかということについて、事実関係を整理しております。

最後のパートでございますけれども、37ページ目からは「Ⅲ．経済社会の構造変化」としまして、昨年来の有識者ヒアリングの中で取り上げた論点等を中心に、必ずしも税制へ対応することが可能であるといったことではないものも含めて、経済社会の構造変化について可能な限り幅広く網羅的に記載することにしております。

前回の会合で会長がおっしゃられましたように、このように、経済社会の構造変化に関わる広範なトピックを取り扱うことで、今後の税制の在り方について提示する本答申に対しての読者の皆様の理解ですとか納得感につながっていくのではないかと期待を込めてこういった形にしております。

では、それぞれの項目の内容についてポイントを絞って簡単に御紹介いたします。39ページからは「2．働き方やライフコースの多様化」ということになっております。働き方の多様化ですとか雇われない働き方の拡大が進行しているという現状。特にコロナ禍でリモートワークが進んでいることによって、新たな課税上の課題が生じる可能性。女性の働き方や人生の再設計などのライフコースの多様化ですとか、家族形態の多様化、それから、近年、特に目立っておりますけれども、外国人労働者の増加といったことが進行している現状について記載してございます。

48ページからは「3．経済のグローバル化・デジタル化」ということでございますけれども、今、日本は貿易収支から所得収支の国に変容していく中で、製造業の稼ぎ方に生じている変化。イノベーションの促進ですとか成長産業へのシフトの必要性。プラットフォームの台頭とオンライン取引の急増、Web3.0における取引環境の変化、暗号資産の普及、無形資産投資などが新たな課税上の課題を浮き彫りにする可能性。あるいは、企業の新陳代謝とスタートアップ・エコシステム、書類、税務行政の電子化などが課題だということについて記載しております。

59ページからは「4．格差を巡る状況の変化」でございますけれども、日本における雇用や貧困の状況と、教育と格差の固定化。人的資本への富の集約による所得格差の拡大。あるいは、シングルマザーですとか孤独・孤立化する人々などの置かれた状況について書いてございますが、そうした中で、社会保障と税による再分配効果を常

に念頭に置く必要があるということについて記載してございます。

64ページからですけれども、「5. エネルギー・環境問題などの変化」でございませうが、社会におけるSDGsへの関心の高まりですとか、気候変動問題への対応の強化、それから、環境対応自動車の促進、最近のエネルギー問題などについて記載してございます。

67ページからが「6. 安全保障環境の変化」でございませう。米中を軸に、安全保障環境が変化しているという現状、経済安全保障の重要性の増大。それから、安全保障と経済財政の関係性について記載してございます。

69ページからは「7. 人口減少・少子高齢化」でございませうけれども、人口減少・少子高齢化の現状、そして、これらと社会の持続可能性の関係性。家族が抱える様々な事情に応じて、よりきめ細やかな対応を行っていく必要性。少子化の要因の一つである婚姻率の問題ということについて記載してございます。

74ページからは「8. 地域社会の変化」でございませうが、今後、人口減少と高齢化がさらに進行していくことが見込まれる中で、地方公共団体が地方の実情を踏まえて、住民のニーズに的確に応えつつ行政サービスを安定的に提供できるよう対応を考えていく必要性などについて記載してございます。

79ページから、この構造変化のパートの最後の部分で「9. 我が国財政の構造的な悪化」でございませうけれども、バブル崩壊以降の我が国の財政の現状。その中で湾岸戦争や東日本大震災の時の我が国の財政的対応、一時的な財政需要に対してどう対応したかということと、あるいは、リーマン・ショック、コロナなどの一時的なショックにおける諸外国の取組がどうなったかということについて記載してございます。

こうした経済社会構造の変化に関する記載につきましては、委員の皆様にも御参加いただきました海外調査で得られた内容も活用させていただいております。

なお、今、御説明いたしました経済社会構造の変化に対してどのような税制上の対応が考えられるかということについては、第2部の各税目のパートで整備するといった構成になっております。その点につきましては、本日の議論を踏まえて、可能であれば次回の総会でお示しいたします予定の各論パートで御確認いただければと思っております。

簡単ではございますが、第1部についての事務局からの説明は以上になります。ありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございました。

それでは、先ほどの総論に関する御説明に続いて、昨年秋に行った個別税目の議論の振り返りをこれも事務局からお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

#### ○事務局

続きまして、昨年10月から11月にかけて、集中的に個別税目の議論をしていただきました。その紹介とともに、会議における皆様方からいただいた主な御意見を紹介させていただきたいと思っております。

まず、所得税でございますけれども、昨年10月4日と18日、2回にわたりまして御議論いただきました。

この中では、基幹税としての所得税の役割ですとか、所得再分配機能、諸控除の在り方について御議論いただきました。特に、所得税の負担構造につきましては、委員の先生からさらなるデータをという御要請をいただきまして、ちょうど参考資料を見ていただきますと15ページでございますけれども、申告納税者の所得税負担率のグラフの中に、所得が1億円より上の階層の所得の内訳ですとか、次の16ページになりますが、資本所得の分布状況などの新たなデータをお示しいただきました。そしてまた、東京大学の楡井先生から、「所得集中の構造」について御説明いただいた上で御議論をしていただきました。

口頭での御紹介で恐縮ですけれども、委員の皆様からの御意見ですが、「一億円の壁と呼ばれる状況は、所得の税率構造として問題があると認識すべきであって、分離課税は維持するとしても、税負担の公平性を確保する観点から、できるだけ早く是正すべきではないかと」といった御意見。

それから、「高額所得者層に対する負担の在り方について、格差是正の観点やリスクテイクと公平性担保のバランスの観点から議論すべき」「税の優遇、所得再分配機能をいかに評価するかが引き続き重要な課題である」といった御意見。「フリーランスやギグワーカーなど多様な働き方が想定されている中で、働き方に中立的な税制の在り方について、高齢期における課税や配偶者控除の在り方も含め引き続き検討が必要ではないか」といった御意見を出していただきました。

次に、法人課税については、昨年10月12日に御議論いただきました。

この中では、法人税制の現状ですとか企業活動の変化に即した法人税の対応、また、企業を取り巻く環境の変化について御議論いただきました。

委員の皆様からの御意見でございますけれども、「成長志向の法人税改革等をやってきた中で、賃金や国内投資など日本経済にどのような影響があったかを検証する必要があるのではないかと」といった御意見をいただきました。

「政策税制については、必ず一定期間で終了させるという規律が必要ではないか」といった御意見。「その一定期間が終了しない場合には、インセンティブにならないのではないかと、しっかりとした費用対効果検証を実施してEBPMを進めるべきではないか」といった御意見をいただきました。

「経済全体の生産性上昇のためには新陳代謝が重要」といった御意見。他方で、「雇用の7割を支えている中小企業がしっかりとエンジンとして役割を果たしていく必要があるのではないかと」といった御意見をいただきました。

地方税につきましては、「外形標準課税の在り方について、地域経済への影響にも留意しながら、社会経済状況や企業行動の変化に対応した検討が必要である」といった御意見が出されておりました。

次に、消費税でございますけれども、たばこ税等のいわゆる個別間接税や自動車関係諸税も含めまして、昨年10月26日に御議論いただきました。

この中では、経済のグローバル化が進む中で、国境を越えた電子的取引にかかる消費税課税についてどう考えるかといった論点。また、自動車産業を取り巻く構造変化ですとか今後の自動車関係諸税の在り方について御議論をいただきました。

委員の皆様からの御意見ですけれども、「高齢化の進展等の社会構造の変化の中で、消費税の役割は引き続き重要である」といった御意見。「社会保障の財源が確保できるように社会保障制度と一体で消費税の在り方を考えることが必要である」といった御意見をいただきました。

「国境を越えた電子的役務提供について、国際的な動向を踏まえて、事業者間の公平を確保するという観点から、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す方向で検討を進めることが必要である」といった御意見をいただきました。

自動車関係諸税につきましては、「インフラですとか交通ネットワークを維持するためには、当然財源を確保する必要がある、そういった観点から、受益者・原因者負担といった考え方を踏まえつつ、電動車の普及、それから、保有から利用へと移行といった構造変化に対応した税制をどう検討していくかということについて考える必要がある」といった御意見をいただきました。

次に、国際課税でございますけれども、昨年11月4日に御議論いただきました。

この中では、BEPSの二つの柱の合意につきまして、第1の柱である市場国への新たな課税権の配分について、第2の柱であるグローバル・ミニマム課税について御議論いただきました。

委員の皆様からの御意見ですけれども、「昨年10月の国際課税の2本の柱の合意というのは、経済のデジタル化、グローバル化を踏まえた時宜を得た合意であって、日本の国益にもかなうことから高く評価している。今後も国際的な議論を日本がリードするとともに、日本において国内法制化を含め合意の着実な実施に向けて取り組むことを期待している」といった御意見をいただきました。

それから、「国際課税は非常に専門的でありますけれども、脱税や租税回避を防止し、日本企業にとって国際的に公平な競争条件を確保するための重要な取組ですので、その意義を国民にしっかり周知して理解してもらうことが重要ではないか」といった御意見をいただきました。

最後に、固定資産税と、専門家会合の報告。専門家会合、すなわち相続・贈与税と、納税環境整備の各専門家会合の報告について、11月8日に、事務局、それから、増井座長、岡村座長からそれぞれ御報告いただいた上で御議論いただきました。

固定資産税でございますけれども、土地に係る負担調整措置ですとか、空き家・所有者不明土地等に係る固定資産税の対応について御議論いただきました。

各専門家会合の報告ですけれども、相続税・贈与税では、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた相続税・贈与税の在り方について。納税環境整備では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について御議論いただきました。

委員の皆様からの御意見ですけれども、まず固定資産税につきましては、「市町村の基幹税であって、行政サービスを提供する上で必要なものである。また、課税の公平性を確保する観点から、商業地等に係る負担調整措置については改善を検討すべきではないか」といった御意見をいただきました。

続きまして、相続税・贈与税につきましては、「資産移転の時期に対してより中立的な税制にしていくことは引き続き重要である。」「世代を超えた格差の固定化につながらないような制度にしていくべきだ」といった御意見をいただきました。

最後に、納税環境整備につきましては、「国民が便益を享受できるような形でデジタル化を進めていくとともに、国民の税に対する不公平感が生じないような取組が必要ではないか」といった御意見をいただきました。

事務局からの説明は以上になります。ありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございました。

それでは、ここからは皆様から御意見をいただきたいと思えます。

御意見のある方は、会場で御出席の方も含め画面上の「挙手ボタン」を押してください。発言順につきましては、こちらから指名させていただきますので、指名された方は会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除していただいた上で御発言ください。

挙手いただいた順に指名させていただきますが、それぞれの委員の出席可能なお時間の関係で前後する場合がございますので、その点、あらかじめ御了承ください。

なお、御発言の際には、その御意見の関連するページ番号を明示していただければスクリーンにも投影させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

四つ発言したいと思えます。

一つ目は、資料7ページ目の消費税の逆進性についての記述です。この7ページ目の文面では、消費税は逆進的な性質を有するという表現があります。他方、一般的に所得の高い人ほどという文章ですけれども、その文章の直前のところでは、基本的に

はライフサイクル仮説に基づいた表現がなされていますので、ライフサイクル仮説だと消費税というのは比例税であるというのが経済学の間での多分常識になっていると思いますので、ここの表現を必ず逆進的であるという形で受け取られないような表現に変えていただくのがいいかと思います。これはその後に申し上げますけれども、高齢者が多くなると逆進性が過大に見積もられてしまうという点がありますので、コメントしたいと思います。

二つ目に、39ページからの「働き方の多様化」のところですが、ここについて関連する税制として配偶者控除、それから、配偶者特別控除の影響、就業調整の部分というのが背景にあるかと思いますが、税制上は配偶者特別控除で就業調整の必要性が103万円のところではほぼないにもかかわらず実際行われているということについては、税制の認知がきちんとされてないのか、それとも企業の配偶者手当によってそういったことが行われているのかといった仮説が考えられるわけですが、税制上は就業調整が大きく行われるような状況にはなっていないということもどこかで書いておくべきではないかと思います。

それから、三番目は、充分性というところが今回の原案で示されているわけですが、それも歳出が適正であるかということ、歳出に必要な税が十分であるかということが重要なのですが、歳出の中心が社会保障支出であるということが認知されてないと、十分な税がそもそも必要ではないのではないのか。無駄な支出が多いから税をそれほど取る必要がないというような考え方が国民の間では一般的だというのが最近の私たちの研究でも明らかになっていますので、その辺りの歳出に関する認知ということも重要な論点かと思います。

そして、最後の点ですが、62ページに再分配所得の格差は拡大しているということが書いてあるのですが、再分配所得については近年拡大してないというのが、実際データを見ると明らかなので、格差が拡大しているというように見られないような表現にするということも重要かと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

次、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

私の方からは全体の答申の構成についての意見となります。当該答申案、本当に丁寧に書いていただいてありがとうございます。こちらに当たりましては二つの点がポイントになります。

一つ目には、冒頭御説明がありましたように、読み手に加えて目的、そして、今後の各省庁におきます当該答申の活用、それを踏まえて当該答申案が果たして既存

の答申案と比べて昨今の変化の激しい社会情勢に対して応え得る内容としてアピールできる部、章、節、見出しの名称及び構成が求められてきます。

二点目につきましては、序章から終章までの道筋を事前に引きました上で、かなり膨大な量になりますので、この量に対し、作業を進めるに当たって内容の一貫性を保つことが重要になります。その視点から拝読させていただきますと、第1部では「基本的考え方と経済社会の構造変化」という名称の下で章、節、見出しが構成されています。このとき、大本のテーマに照らし合わせて各章を定義づけてその必要性に優先順位をつけていくことが重要になります。

例えば今回、第3章で幅広く経済社会の構造変化を捉えておりまして、そのうち1節目に「経済社会の構造変化の捉え方」で、なおかつ10節の構成になっておりますが、2節目にはドメスティックな問題としてCOVID-19の変化を踏まえた上で働き方を取り上げています。その後、グローバル化をデジタル化と統合し、3節をつくりまして、格差について4節がございます。その後、世界的な課題について続いておりますが、こちらの章の定義並びに優先順位の基準、そして、ボリューム感、この辺りは冒頭である程度述べておきますと、なぜこのような節を取り上げているのか、読み手にとって理解が深まります。

その際に、答申案の信頼性です。信頼性を担保するために、若干曖昧な内容がございますが、今も御指摘があったかと思いますが、答申として取り上げるべきか否か、今一度、慎重な検討が必要なのかなと思いました。

私の方からは以上となります。

#### ○委員

ありがとうございます。御意見として承りました。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

私からは一点だけ。国民への理解を意識した文章化というのがやはりこれまでの流れからして必要なのかなと思えます。文章は膨大なのですけれども、例えばこの文章の中で『理解』というキーワードで引くと、出てくるのが4ページのところの1か所だけだと思うのですね。私たち一人一人が関心を持ち、理解し、主体的に参画する助けとなることを目指してこれを作りましたというように書いてあるのですけれども、それを目指してというよりは、逆に理解し、議論に主体的に参画することがない限り駄目なのですみたいなぐらいの形での書き方でもいいのかなと思いました。

十分性が議論されていますけれども、やはり十分性というのには国民の理解が不可欠ですし、本文は事実を説明したり課題が何なのかということの説明したりしているわけですが、例えば『○○』の理解が十分ではないため課題が大きくなっていくとか、解決されていないとか、国民の理解というキーワードからそれぞれの課題と

というのがどういようにつながつているのかというようなところとか、個別の税に関しても税を増やすことに対してなぜ理解が追いつかないのか。

無駄があるという話も先ほどありましたけれども、例えば消費税は幅広くて、実際働いてなくても資産だけを持っているような裕福な方からも消費のときに取れるとか、所得税は再分配ができるとか、国民の理解が追いついてないために本来の税の機能、さらに増税を上げることができてないというところをもう少し書き込んでいく方が、今、その課題があるけれども、どうして解決できないのかというようなところにつながるのかなというように全体を見て思いました。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

私からは二点申し上げたいと思います。

大変多岐にわたる論点をうまく整理していただいているのですが、特に39ページからのところで、働き方・ライフコースの多様化ということでいろいろお書きいただいているのですが、特に成長分野に向けて労働移動の円滑化というのが今、課題になっていて転職などが非常に増えてきていることとか、それに伴って、やはり退職所得課税の見直しとか、そういったことも課題になってきているということにつきまして、こちらに書いていただいてもよいのではないかとこのように思いますし、また、個人所得税の方でも少しそれについての言及をしていただいてもいいのではないかとこのように思います。

それから、二点目は、前半の公平性の観点や国民負担の観点のところでも議論がいろいろ出てきているのですが、やはり公的サービスについて国民が考えたときに、主に医療とか介護とかを考えた場合には社会保険との組合せというのがどうなっているのかということについてこれを読んだだけでは分かりにくい方が多いのではないかとこのように思っておりまして、もちろん、負担と給付の関係がございますので、社会保険と税というのは異なりますが、国民負担率の中にも社会保険というのが入っておりますし、もう少し前のところで社会保険と税との関係について少し解説したような内容を入れておくとより分かりやすいですし、また、公平性の議論や国民負担率を議論する場合にも参照してそれを理解することができるのではないかとこのように思っておりまして、税と社会保険の関係についてももう少し分かりやすく記載した方がいいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

では、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

答申案の冒頭で「税とは何か」について触れられていますが、少子高齢化・人口減少に歯止めがかからず、貧困の固定化や格差の拡大、所得の二極化が進む我が国において、税負担の公平・公正を確保することは、納税に関する権利・義務について国民の信頼、理解、納得の向上につながると考えます。この点を踏まえ、三点申し上げたいと思います。

一点目は、税と社会保障による所得再分配機能の強化についてです。「格差を巡る状況の変化」に記載のとおり、日本において就職氷河期世代が不本意な雇用や社会参加の難しい状況に置かれたままとなっています。また、離婚件数が増加しており、特に女性の独り親世帯は男女間の賃金格差を背景に、貧困に陥るペースが多く、その割合は父子世帯よりも高い傾向にあります。さらに、このことは教育格差の固定化にもつながっています。こうした負の連鎖を断ち切るためには、税と社会保障の一体改革による所得再分配機能の強化が必要です。特に所得税は、課税の公平性・公正性を高めていくことが必要であり、金融所得課税の累進性を高めるとともに、将来的には所得税を総合課税化することを答申案に明記すべきと考えます。

さらに、医療、介護、年金に加え、子供・子育てなど社会保障制度の役割は高まるばかりであり、安定した財源の確保が重要です。税の持つ「社会共通の費用を賄うための会費」の役割からも、消費税に加えて所得税や相続税などの資産課税の再構築を含めた税制全体の総合的な見直しを早急に進めるべきと考えます。

二点目は、経済活動における選択の中立性の確保についてです。ライフスタイルや雇用形態が多様化する中であっても、税や社会保障制度は良質な雇用の拡大と完全雇用の実現を前提に、就労を阻害せず、働き方に中立な制度の構築を目指していくべきと考えます。

三点目は、財政健全化についてです。答申案の中で租税原則における十分性の強調が盛り込まれるなど、税の財源調達機能に触れていますが、我が国の財政を健全化するためには、歳入の面だけではなく歳出面においても徹底した見直しを行っていくべきです。過度に国債に依存し将来世代へ安易に負担を付け回す今の財政運営から脱却するためにも、中長期的な財政運営の評価、監視を担う独立財政機関の設置などを検討すべきだと考えます。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

最初に、大きな視点から何点か申し上げます。一点目は、税と社会保障の機能や役割などについて、理論的にしっかりと整理した記述を盛り込んでほしい、こういう意見が前回の会議でもかなりあったかと思しますので、その辺りをぜひ書き込んでいただきたいと考えます。

二点目としては、「租税の十分性」でございますが、ここをより深掘りし、強調していただきたいと思えます。例えば25ページ、27ページの辺りで過去の税制改革について記載していますが、やはり「租税の十分性」という観点から見れば税制中立ということに問題があったのではないかという、その辺りをしっかりと書くことも考えられますし、また、ワグナーやマスグレイブなどでも、最初に出てくる原則でございますので、もう少し深掘りをしていただきたい。今回、財審の議論でもこの辺りは相当踏み込んでおりまして、例えば、外部人材による独立的な政策評価の実施や、中長期的な財政計画の策定、独立財政機関の創設、さらには、ペイ・アズ・ユー・ゴーですとか、憲法で規定するドイツなどを参考にするというような話も出ておりますので、こうした議論なども踏まえて、「租税の十分性」については、今回の答申の目玉として、ぜひ厚く書くことを検討していただきたいと思えます。

突き詰めると、主権者教育や民度の問題に行く着くわけで、受益は負担を伴うということでしたり、フリーランチはないという意識が国民の間で浸透していないことが問題です。これはマスコミにも大きな責任があると思えますが、なかなか正面から書くのは難しいにしても、その辺りをしっかりと議論をしていただきたいと思えます。

三点目としては、大原則としての「中立性」でございますが、この「中立性」の一方で、成長を目指したり、一定の政策目的を掲げたりする、これは租特等でございますけれども、こうした取り組みはやはりあくまで「例外」であるということをしかりと書いていただきたい。その意味では、徹底的にアウトカムをチェックして、これが確認できない措置は縮減をしていくことが不可欠だと思えます。

その点に関連して、81ページの4行目から10行目辺りで、これは「有事と平時の峻別」という議論だと思えますが、やはり政策の目的をはっきりさせることですか、もしくはいつまでどんな条件があれば続けるのか、やめるのかという、段階的な縮減の仕組みを必ず事前にビルトインをすること。それから、徹底的にEBPM、PDCAを実施することなどが肝要です。これらは租特などにも関連する話だと思えますので、成長を目指したり、一定の政策目的を掲げたりすることはあくまで「例外」であるという、その辺りをぜひしっかりと書いていただきたいと思えます。

四点目として、発信の工夫が必要ではないかと思えます。例えば16ページの1行目で「価格弾性値」が出てきますが、いきなり読むには難しいと思えますし、また、例えば平成12年、19年答申のように、分かりやすいまとめをしっかりと作っていただくことも必要です。それから、発信に際しては、例えばSNSを活用したり、小学生版や

中学生版を作ったりする。場合によれば漫画版を作るような形でデリバリーのところまでぜひ工夫をしていただきたいと思います。

五点目はちょっと細かい話になりますが、この中で「コラム」と「参考」と「注」が混在しておりまして、これらの階層関係が今一步よく分からないところがあります。例えば8ページの17行目はコラムの方が私はよいと思いますし、17ページの注の10は、これもコラムではないかと感じますので、その辺り、最後になるかもしれませんが、もう少し整理をしていただきたいと思います。

六点目として、これは次回以降議論する内容かもしれませんが、やはり構造変化が起きている中で、前回申し上げたように我が国が将来的に目指す社会像が何かということをしてぜひ明示をしていただきたいと思います。私自身は、活力と安心・安全のバランスの取れた公平な社会だと考えておりますので、そうした内容をぜひ明確に記載してください。

それから、ビジネスモデルがこれからどんどん変わっていく中では、当てはめ型ではなくて、やはり抜本改革を行うことが肝要です。法制、会計、そして、税制のルールを総合的かつ根本的に見直す必要がありますし、もし細かいところまで規定できないのであれば、原理原則をしっかりと示すことが重要ではないでしょうか。

また、ライフコースの多様化等の関連で言えば、例えば課税が個人単位か世帯単位かというような点まで含めた、恐らく根本的な議論を各論の部分で行うべきではないかと考えます。

大枠で申し上げたいことは以上なのですが、ページに即して若干コメントしてもよろしいでしょうか。短時間で申し上げますので。

まず、11ページの図表でございますが、一つの考え方として、公平・中立・簡素、十分性でマトリックスのようなものを作って一覧表にするともう少し分かりやすいのかなと思います。そんな単純なものではないのかもしれませんが、そう感じました。

それから、12ページの簡素性のところですが、これはデジタル化が進めば、少なくとも徴税コストの面では簡素性のプライオリティーは落ちるという話だと思いますし、その辺りを含めてデジタル化は租税の大原則に対して影響を与えるぐらい非常に重要なものだという点はぜひ強調していただきたいと思います。

次に、13ページの12行目、13行目の辺りですが、税務データを民間が活用できるように開放するというようなことをどこかで明記をしていただきたいと思います。

また、14ページの8行目、9行目、これはちょっと細かい話になりますが、政府が少子化対策をこれから徹底的にやるわけですから、若干書きぶりを工夫された方がよいのかなと感じました。

それから、16ページの上の四角の特に下から4行目、5行目の辺りは結構重要なことだと思いますので、むしろ本文で強調していただいた方がよいのではないのでしょうか。

次に、21ページの28行目、29行目で、シャープ勧告で直接税の方が健全な民主主義

の礎になるということですが、このこととこれから我々はむしろ消費税が重要だと言っていくこととのバランスをどう考えるのかという点は、整理した方がよいのではないかと感じました。

また、28ページですが、ここは判断にもよりますが、消費増税で景気が壊滅的な打撃を受けるというような議論がございますので、そうではないということをしかりと書き込むことも考えられるのではないのでしょうか。

それから、37ページでございますが、13行目、14行目の辺りで、ロシアやウクライナの話があくまで企業戦略の文脈の下だけで出てきているわけですが、我が国の安全保障環境が非常に厳しくなったという、国防の問題としてウクライナの話を書いていた方がよいと思います。

また、21行目、22行目ですが、やはり環境の問題はここでは欠かせないと思います。

次に、38ページ、ちょっと細かい点ですが、9行目、10行目のところで、これは現代の日本の構造変化というだけの話というよりは、やはりグローバルな潮流の下で起きている話だという意味で、あくまで世界的な変化の一環として日本の変化があるという書きぶりの方がよいのではないのでしょうか。

また、57ページの11行目辺りで「プッシュ型」という文言をぜひ書き込んでいただきたいと思います。

それから、60ページの18行目辺り、SESでございますけれども、これは各論の議論になるかもしれませんが、機会の平等と結果の平等に関する境界線が非常に難しいということであって、機会の平等を確保するためにはどこまで親の結果の平等を求めるとかという、その辺りのことを各論で議論していければと考えます。

次に、61ページの図表でございますけれども、単年度の資産所得の分布をもって資産の総額がこのように分布しているのではないかと推計するには若干慎重になった方がよいのではないかと思います。未上場株のキャピタルゲインなどで何十年に一度、売却によって巨額の譲渡益が計上されている者がいるということを考えますと、資産総額の分布は恐らくこれほど極端なものにはならないのではないのでしょうか。いずれにしても、税務統計は貴重なデータですので、ファクトベースの納得性の高い税制を構築するために積極的に公開することが必要であると考えます。

それから、最後に66ページの24行目から27行目の辺りですが、バランスを取る意味で原発にも一言触れていただいた方がよいと感じます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

既に多くの議論が出ていますけれども、私からは一点。今回の答申の中核になるも

のは何かということ、前回、充分性について、私もそれは大切だと言ったことを覚えているのですが、この答申もやはり今回の答申の中核が租税の充分性にあるのならば、それをどう書き込むのかということ、意見を述べたいのです。

充分性というのは、今日頂いた資料の13、14ページに書かれていて、中に入るとは避けますけれども、その14ページに充分性のある意味、帰結ということ、2行目ですが、「現在の我が国財政は、多額の公債発行に依存している状況にあります。公共サービスの提供等により便益を求めるとすれば、本来はそうした便益はそれに見合う租税負担を社会全体で、それぞれの能力に応じて分かち合わなければなりません。」つまり、財源はしっかり確保すべきだというのがこの答申の核になるという話ですね。では、その中で日本の財政がどうなっているのだというのが先ほど事務局が御説明になった経済社会の構造変化の9番目、なかなか最初に出てくると期待したのですけれども、かなり奥の方でありまして、79ページ、ここが私は中核だと思うので開いていただきたいのです。

何が言いたいかというと、租税の充分性がこの答申の核なのだと。では、そういう必要な財源は税負担等で社会保障も保険もあるのでしようけれども、確保しなければいけない。では、逆に言うと、どれほど今、財政が厳しくなっているのかというのを示すのが80ページを御覧になっていただきたいのですけれども、ここで少し建設的と同時に少しクリティカルなことを言いたいと思うのですが、80ページの7行目、今後、これまで述べてきた経済社会の構造変化の中で生じる新たな財源需要や金融政策が正常化される場合における金利上昇に係るリスクなどを見据えた対応が求められます。そのとおりだと思うのですけれども、それが資料1-III-33、国の一般会計税収の推移だけなのか。

私は、ここで示すべきなのは、この税収の推移と同時に、これは国の資料でいっぱい幾らでも出ていますから、やはり国債残高がどう増えてきたか、その中で金利が1,000兆円の一般会計の借入金に対して7兆円ぐらいしかない。今年、たしか8兆円ぐらい上がっているのです。だから、この表に並べて、やはり日本の国債残高、そして、金利がこれから上がると言っているわけですから、金利がどうなっているのかというのを示すべきだと思います。

関連して、ただ、グルーミーになるばかりが意味があるわけではなくて、私はこの図1の33で、最近の二、三年の一般会計税収がものすごい上がっているわけですね。だから、日本の税制に財源確保力がないわけではない。だから、こうしたものをいかにうまく活用するかというのは重要だと思います。したがって、ここはそれを含めべきだ。

それから、80ページ、これも少し厳しめな発言になるのですけれども、財政健全化目標で、いわゆるプライマリーバランスの目標が後ろ倒しになってきましたねと。それが20行目ぐらいなのですから、一転、ばら色なのですね。令和5年1月に公表

された「中長期試算」では、成長実現ケースで示されたような力強い経済成長が実現し、今後も云々を継続した場合には令和7年、2025年の目標達成が可能であるという姿が示された。これでいいならば、この答申、もう日本経済、頑張ってくださいと、税収も増えているから、それを活用してくださいと、これで終わってしまうのではないですかね。

ここにいみじくも書かれているように、この「中長期試算」は成長実現ケースなのですよね。ベースラインケースだとプライマリーバランスは均衡しないし、むしろ広がっていったような状況。だから、言いたかったのは、この答申の中核が十分性だ。それは恐らくこの税調の委員の皆さんは共有していると思うのです。私は特に共有していますけれども、それは税制の財源調達機能の強化だということがベースにあるならば、やはりこの財政の部分のところは非常に重要な部分で、もう少しきちんと日本の財政がどう厳しくなるのか。つまり、1,000兆円で7兆円ぐらいの利払い費というのは、それは金利が上がれば10兆円、20兆円ぐらい、もう上がっていく。それに対する警告というのを発するべきだと思います。

まだ幾つかあるのですけれども、第二のところでは租税制度の変遷と近年の税制、税・社会一体改革について31ページからよく書けていると思います。2008年の予算の104条を書いているのですけれども、これでやめます。32ページを開いていただきたいのですけれども、これは非常によく書けているのです。社会保障・税一体改革の流れがずっと書いてあって、最後、どう結ぶのかなと思ったら32ページなのですけれども、いろいろ努力した結果、消費税を上げることができました。17行目、一連の社会保障・税一体改革は一つの区切りを迎えました。区切りだったのですかね。

だから、まさに今、少子化対策で消費税の用途というのは3経費から4経費になっている。今、まさに社会保障改革が新しい次元の新しいところに来て、社会保障負担、公費負担に対する対応のみならず、今、異次元の子供対策に対してもここで貢献すべきではないかと。この一つの区切りを迎えたというのは書いた人はよく分かるのですよ。これはずっと書いてきて、よくここまで来たなど。今やらなければいけないことを書かなければ終わりだと。だから、先ほど言ったように成長実現のところもそうだし、よく書けてはいるのですけれども、何かやはりメッセージ性というか、今後に向けてどうすべきだということところが正直言って弱いと思いました。

以上です。

#### ○委員

それでは、お願いします。

#### ○委員

御指名ありがとうございます。私はページ順にコメントをさせていただきたいと思っています。

まず7ページですけれども、消費税は生涯所得に対して比例的であるというところ

が、もう少し多くの国民の方に御理解いただけるような表現ぶりをしていただきたい。確かに生涯を通じた税負担の平準化に寄与する面がありますという21、22行目の点、その文言はそのとおりだと思います。

ただ、これだけ読んでそのニュアンスが国民に伝わるかというところ若干難しいかなと思うので、所得を稼いでもそのときに全てを消費するのではなく貯蓄をする人もいます。ただ、いずれその貯蓄は生涯を通じて消費に回される。そのときには消費税を払いますということなので、結局稼いだ所得に対していずれ消費をするということであるから、生涯を通じて見ると結局は生涯所得に対して比例的だったという説明があってもいいかなというように思いました。

それから、8ページの資料1-I-1は主要な国税の税目なのかなと思いました。

それから、12ページは中立性に関する記述ですが、ちょっと公平性の文量に比して中立性の文量が少ないかなというのはもう少し書き足していただきたいなと思いました。コラムで16ページに書いてある異時点間における中立性という話もかぶらないような形で12ページのところで先出ししていただくとともに、コラムにより詳しく書いていますというような誘導を入れるということもあり得るでしょうし、それから、同じ税額、同じ額の税収を確保するのにどの税目でなら経済活動をゆがめないようにできるかという観点から中立性というのは大事なのだということで、暗に消費税がその役割を果たすことが期待される。消費税とは書かなくていいですけども、そういう中立性の概念が大事だということをここで確認しておくことを通じて、消費税が今後大事だということが論理的につながるようにしていただきたいと思います。

23ページはシャープ勧告のことですが、事業税はシャープ勧告で出されましたが、この後出てくる消費税が付加価値税だということとの関係で言うと、加算法の付加価値税だということは少し区別して書いておいた方がいいかなと思いました。

24ページに、ここで一般消費税・売上税が出てくるのですが、シャープ勧告のときは直接税中心だったのだが、この時期から間接税の重要性ということが認識されるようになってきたという時代の変化を少しこの24ページの下の方に書いておいた方がいいのではないかな。ジェンダーフリーではないですけども、当時の用語で言えばサラリーマンの重税感、これが累進課税によって生じていたとかというのも背景にあったので間接税の重要性が認識されていていっているという時期である。

それから、30行目ですけども、昭和54年には間接税である付加価値税の仕組みに倣った一般消費税とかというように間接税の導入を図ったということが分かるように書いていただけるとなお強化されるかなと思いました。

29ページはマイナーなコメントで、9行目、20%の分離課税というのが出てきますけれども、これは定まった率、定率で課税しているということで累進課税とは違うということがより分かるようにしておくとういかなと思いました。

そして、飛んで62ページで、ここではジニ係数が書かれていて、まさに再分配所得

で見るとジニ係数が低下傾向になっているというのは、私が東京財団政策研究所で行っている所得税改革の経済分析に関する研究プロジェクトで所得税制の見直しによってジニ係数が下がっているということを確認していることと、平仄が合っていて、まさにこれは2010年代にほぼ連年にわたって控除の見直し等の税制改正が行われたということが効いているというエビデンスを私は持っていますので、その点、指摘をするのはちょっとこの場所でいいのか、32ページか38ページ辺りの税制改正の経緯について触れられるところで触れた方がいいと思うのですが、最近では税制改正で格差を小さいですが下げる方向に、格差を縮める方向に作用していたということをごくここで記していただけるといいかなと思います。

最後、80ページの税収の推移に少し解説を加えていただくといいと思うとともに、私はできれば世の中にある誤解、例えば1997年度に消費税が増税されて以降、この一般会計税収は2013年度まで1997年度の税収を上回らなかったということが、まるで消費税増税が日本経済に打撃を与えてそのせいで税収が伸び悩んだのだという誤解があるのですが、これは釈迦に説法ですが、1998年、99年と法人税、所得税が減税されたとか、2000年代の税源移譲で所得税から住民税に税源移譲するというようなこともあって税収がそもそも税制改正によって得られなくなっていたということがあるということは、本来、国民の常識であるべきだと思うのですが、なかなかそこまでいってない。ですので、何かそういうようなことがあまり変に皮肉る形でない形で解説するといいいのかなと思いました。

私から以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございます。

大変丁寧に答申案をおまとめいただきましてありがとうございます。私の方からは情報法に関わりのあるところから意見を申し上げたいと考えております。

第一は、マイナンバー制度の関係です。現状の案ですと、マイナンバーカードの話が後半の76ページ目辺りで触れられているところではありますが、特に社会保障・税一体改革のところで制度上、下支えするものとしてマイナンバー制度を位置づけることができるのではないかと思います。あるいは行政のデジタル化のところで触れていただいてもよろしいかと思います。マイナンバー制度そのものについての言及も必要ではないかというように思います。マイナンバー制度については、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携を柔軟に行うための改正動向がありますので、昨今の制度面の変化や動きについても言及していただく必要があるのではないかと思います。

マイナンバーカードの方は、マイナンバー制度そのものではなく、そのカードの持

っている本人確認機能を活用することでデジタルIDとして使おうとするための取組であると認識しておりまして、その点は76ページの脚注で少し触れられているかと思えます。76ページ目の脚注42ですね、デジタルIDとしての機能を高めていくための本人確認機能の活用だということは本文に書いていただいてもよろしいのではないかと思います。

また、77ページ目、基幹業務システムの標準準拠システムの移行に軽く触れておられるのですが、これは大きな政策のはずでして、1行に満たないような感じでさらっと書いてしまうとやや少ないというような印象があります。ガバメントクラウドの利用に向けた取組、情報連携システムの公共サービスメッシュの利活用などいろいろと取組が進められていますので、この辺りももう少し強調してもよろしいかと思いました。

第二がデジタル化の関係になります。51ページ目辺りから昨今のデジタル環境の変化を適切におまとめいただいているとは思いますが、Web3.0のところ、52ページ目辺りからですが、この文章の中でブロックチェーンやメタバースにも触れられている文章があるかと思えます。確かにメタバース上のアイテムをブロックチェーンが使って取引する場合など、Web3.0は様々な関連する技術と組み合わせることで発展していくという面はありますので、一つの項目の中で述べていただいてもよろしいかと思えますが、仕組みとしては別々のものですので、混在するような書き方ではなく、例えばタイトルを少し工夫するなど、そうした形でWeb3.0がメタバースとイコールに捉えられることがないような御配慮はいただいた方がよろしいかとは思いました。

それから、取引環境とは若干文脈は異なりますが、最近では生成AIが専らの関心事項になっておりまして、Web3.0ではなくて再び大手プラットフォームが力を強める傾向が出てきているようにも思われます。直近では、こうした環境変化のスピードの速さが数か月単位で生じているということも一つの環境変化と言えらると思えますので、スピードの速さも言及していただくとよろしいかと思いました。

第三が個人情報保護関係になります。58ページ目辺りに関連する記載が出ておりますが、やや趣旨がよく分からなかったという点があります。デジタル化を進める上で所得把握の目的外利用を行わなければならない場面が出てくる、他方、法令上の制限も必要であるという趣旨なのではないかという質問です。

個人情報保護法上、行政機関による個人情報の保有が法令の定める所掌事務、業務を遂行するために必要な場合に限定されることや、利用目的の特定が求められる、目的外利用を行う場合は、法令上の例外規定が幾つか設けられている、あるいは利用目的の変更を行う必要がある場合には、もともと最初の利用目的と相当な関連性を持たせなければならないという一般法上のルールがあった上で、特別法としてマイナンバー法がある。マイナンバーの利用の範囲が法定されたり、情報連携の規定があるわけですが、そうした現行の枠組みを超えた利用が必要になることを想定されているのか、

趣旨をもう少し明確にさせていただく必要はあるかと思えます。

確かにコロナ禍で特別定額給付金の支払いが迅速に行えなかったといった問題などは発生していますので、積極的なプッシュ型の給付を行うような場面を想定されているのか、プライバシーが大事だと書くのは簡単ですが、どういう趣旨でお書きになっているのかというのは明確化させていただく必要があるかと思いました。

以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございます。

大変充実した総論で、多くの課題が網羅されて問題の指摘がなされています。ありがとうございます。この総論で述べたことについては、各論でも確認し、これまでの取組と今後の課題を明記していくことが必要だと思います。これまで十分に議論がなされていないことであっても今後の課題として明記していくことが必要です。その観点から幾つか申し上げます。

まず13ページの上段、租特の見直しについて、不断に点検し、EBPMが必要だということが書かれています。租特の実態調査はなされるようになったのですが、そのエビデンスがポリシーメイキングに役立てられているかということにはなっておりません。したがって、各論では、EBPMの具体化と、それから税制改正に当たってはこれまでの検証をベースにするということを明記していただければと思います。

それから、41ページ、シェアリングエコノミーのところで、取引の的確な把握などの環境整備、それから、働き方の多様化に合わせた税務上の対応が必要と書かれていて、アメリカの例が出されています。ギグワーカーについて、取引の把握のための環境整備と税務上の対応というのは極めて重要で、まだ議論はなされていませんが、所得税の各論のところでは今後の課題として明記していただきたいと思えます。

それから、57ページ、税務情報の活用のところで、9行目辺りに当局が税務情報を即時に把握することの必要性が出ていて、イギリスのリアルタイム情報システムの例が出されています。このことについては、83ページにも、デジタル化の進展でリアルタイム情報を活用することで対象を真に必要な情報者に絞るなどの視点が不可欠ということが書かれています。この点は各論でも今後、具体的にこれを進めていくという取組について明記していただきたいと思えます。

それから、60ページの下の方から61ページにかけて、資本所得の面からの公平性が書かれています。このときの分析というのは非常に力作で、申告所得税の所得金額の内訳において最も大きなシェアを占めるのは非上場株式等の譲渡所得だったということが示されました。この総論では、無形資産の比重の高まりが格差を生むということ

だけが書かれています、やはり資本所得全体について課税の在り方を見直すことが必要で、このことは各論のみならず総論においても書いた方がいいのではないかと思います。

それから、64ページ「気候変動問題への対応」について。65ページのコラムでGX推進法におけるカーボンプライシングのことが書かれておりまして、注の32に炭素税、それから温対税のことが書かれております。税調では、この重要な議論がこれまで必ずしも十分にはなされておられません。しかし、各論では今後の課題として位置づけた方がいいと思います。

以上ですが、非常に小さい点を二つだけ申し上げます。

42ページの下「ライフコースの多様化」で、下2行、「多くの人々が結婚・育児や介護を理由に離職をすることなく、短時間勤務や在宅勤務などを活用して継続就業」と書かれております。「離職することなく」というのは恐らく勤め先企業を辞めることなくの意味だとは思いますが、短時間勤務を活用してと書かれていますと、女性の正規雇用比率が20代後半をピークに下がっていくL字カーブを是認しているように誤解されかねませんので、少し文言を補った方がいいと思います。

もう一点、「広告代理店が実施した調査」というのが二か所ぐらいに出ているのですが、広告代理店という表現が違和感があって、注でいいですから調査した主体は明記した方がいいと思います。

以上です。

#### ○委員

丁寧にありがとうございます。

どうぞ。

#### ○委員

ありがとうございました。

もう議論も相当出尽くした感じがあるのであまり時間も取らずお話をしたいと思います。本当にいい網羅的な答申を書いていたのですが、これはここだけの話だという話で、もう天真爛漫な表現をしますが、税金を喜んで払いたいという国民がそう多いわけではないと考えると、1ページの下の方に一人でも多くの方に本中期答申を手にとっていただき、自分なりの理想の社会、必要な税制を考えろと書いてあるのですが、その割には、これだけ多くの総論の中で日本がどういう未来を歩んでいきたいと思っているかということについてはいま一つ確信が持てないなというように思ったのが正直なところです。

なので、過去を理解し、今を見て、将来的なものの目標を持つということがだんだんこういう総論を読んで各論に行くに至って見えてくるといいのですが、みんな働けなのか、ある程度自分の意思を尊重してあげるのだよと言っているのか、何かよく分からないところがあるなというように思います。ですので、私たちとしてはこういう

未来を描いていますというのが少し分かった方がいいように思います。

その意味でいくと、いろいろな先生が言ってくださったのですが、例えば気候変動のところも大分足りない部分があるかなというように思います。例えばサーキュラーエコノミーというのは最近言われていますが、その話は一切書かれていないし、リサイクル材とかバージン材でどういう未来をつかっていきたいのかということが本来はあるはずなのに、この税調においても話してないことも問題だと思うのですが、その方向性も見えていない。にもかかわらず、出てくるコラムについては、相当遠い将来のことが書いてあって、これで果たして日本というのは、この気候変動分野で勝っていけるのだろうかという不安にすらなってくるように思うので、もう少しいろいろなことをもしかしたら各論ではばんと出るのかもしれないのですが、そこは見ていく必要があるのではないかなと思います。

申し上げたい点は、競争力を高めるような気持ちがあまり感じられないということなのです。気候変動対策のところもそうだし、それから、あとスタートアップのところもそうだと思います。あと働き方改革のところや企業が新陳代謝を促すべきところもそうだと思うのです。それをやったことによって、いろいろないいことが出てくるとか、では、私は投資をしようとするかということあまり思わず、何か今、不公平でみんなからお金をもらわなければいけないよね的な話にしか読めなくて、なので、もう少しわくわく設備投資をしたくなるような、その辺の配慮が必要なのではないかなというように思います。

これが一点目で、二点目は、やはり9章にこれが出てくるのは若干遅いかなというように気がします。税金を払うのは何でかということ、やはり必要だからねということと併せて、今、大変なのですということを経済にシェアすることが大事かなと思っています。なので、いろいろ言ってきたけれども、最後は本当にお金が足りないのですというのがいいのか、お金がないのでみんな真剣に考えてねというのがいいのかと考えると、お金がないのですというのは最初に見せるべきかなというようには思いました。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

私の方から二点、少し簡潔に述べたいと思いますが、前回、平成12年の答申書の中でも少し触れましたが、今回、16ページから地方税の原則をかなり厚めに書いていただいております、その点、感謝をしたいと思います。

これから社会保障の仕事にいろいろ関わっていますので国民負担と合わせるとなか

なか負担が増えるなという話がありますけれども、それは書き出すとなかなか論点を絞りにくくなるので、今、書いているのはこういう形でいいのかなというように思いますが、御承知のとおり、2025年に日本で一番人口の多い団塊の世代が全て後期高齢者へ入ってくるので、恐らくここからが大変になるという実感を持っております。そういう意味で、地方負担が福祉関係で言うと2分の1、基本的には制度上あるので、地方の税というのは非常に重要だということはしっかり書いていただいておりますので、この点は感謝を申し上げます。

もう一点、だんだんお話が出ているように貧困の問題が今回、かなり深めに書いていただいておりますので、59ページから格差と貧困の問題を書いていただいております。ここも今、特にコロナで母子世帯、いわゆる独り親家庭世帯はかなり苦しい状況に追い込まれているというのは深刻に聞いておりますので、ジニ係数の話もありましたが、統計上、少し統計に出てくるのが遅れるわけなので、現実はかなり厳しい状況にあります。

貧困の連鎖をできる限り次の子供たちに連鎖させないというのがここに書いているとおり重要ですので、教育の絡みがちょっと出てくるので、教育と格差の固定化という文言はありますけれども、その意味で今、政府がスタートしました教育の無償化、特に高等教育の無償化というのは重要な施策になってくるので、その点を少し触れてみたらどうかなというように思います。教育の無償化の話は全くここで触れられてないので、無償化の政策が今、全部ではないですけれども、スタートしていますので、少し触れておいた方がいいのかなというのは意見として申し上げておきたいと思えます。

以上、二点です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

御指名ありがとうございます。

今回の総論につきまして非常に丁寧に記載していただきましたことをありがたく思っております。適切な税制度とするためには国民に自身の問題として関心を持ってもらうことが第一と考えます。既に先生方から御指摘がありましたが、「はじめに」のところで「自分なりの理想の社会」という表現がちょっと違和感があるように思います。自分なりの理想の社会ということについて「はじめに」のところで言われても分からないのかなというようにも思ったところです。

それから、租税の役割とか租税と民主主義を記載していただいておりますけれども、最近では権利とか利益とかを主張する傾向が強いなというように感じることも多くありまして、大前提として権利と義務を示すことは非常に重要だと考えています。成年年

齡引下げになって以降、消費者教育や金融教育が大変重要とされていまして、若年者向けに全国でそうした教育が展開されています。私どもとしても、消費者保護や消費者支援ということと同時に自立した消費者になっていただくことを目指して活動しているところですが、同時に、租税制度の教育、それから、年金制度の教育も大変重要だというように思っています。

その上で、経済社会の構造変化における各項目において、具体的な社会状況を非常に理解しやすくなっているなどと思います。シェアリングエコノミーとかデジタルプラットフォーム、暗号資産、孤独・孤立問題、エネルギー、SDGs、少子高齢化、行政のデジタル化など、消費者問題に直結している項目です。ですので、国民としても非常に身近な問題として理解されるのではないかとこのように考えます。

この総論があらゆる年代の方へ周知されることと同時に、学校教育の中で活用されるものとなることを非常に期待しておりますので、租税制度について広報をする、教育をするということについてどこかに触れていただくといいのではないかなというように思いました。

以上でございます。

#### ○委員

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

私は手短かに申し上げたいのですが、まず総論としては歴史的な事柄から始まって、最近の変化、それから、課題などが網羅的に十分充実した形で取りまとめがなされていると大変ありがたく思っております。その中で、各委員のいろいろな御見解につきまして、もっともだなということを感じておりますが、それを基にブラッシュアップされたらさらによいものになるのだらうと思います。

私からは、既に出た御見解も踏まえてなのですが、二点ございます。一点目は、やはり税と社会保障の一体改革の中で、先ほどのお話にも出ましたが、税と保険料の目的や性格を改めて国民の皆さんに分かりやすく整理した上で、所得税、それから、消費税、相続税なども当然含まれるのでございましょうが、個人に直接的に影響を与えるような税につきまして、今できること、それから、今やらねばならないことをまとめて頂くのが良いと思っております。

それは、やはり長期的に目指していく方向性というのは必ずしも一つかどうかはつきりしない中において、少子化対策の進み方だとか科学技術の想定外の進化、AIも関係があるのですが、我が国の産業の発展の進み方、動向などに応じていろいろなケースがあり得ると思います。そのため、長期的にはそういう将来の状況も考慮して、いろいろな調整をしながら理想的な方向を目指していきたいというようなまとめ方があるのかなと思っております。

特に私も感じましたのは、生涯にわたる所得という面から生涯の消費を考えたとき、消費税の中立性というのはやはりきちんと言っておいた方が良いのではないかと思います。なかなか一般的には消費税というのは逆進性というようにすぐ感じますが、長い目で見ると何となく落ち着いていく面もあるのだよということが一つ必要なのだと思います。もう一つは、所得税や消費税、相続税もそうでしょうが、こういうものは国内での分配や再分配であるものですので、国内から富が逃げていかないという観点が少しあってもいいのかなと思います。グローバルな時代の中であって、そのようなことの表現の仕方は難しいかと思いますが、私はそう感じております。

次に、二点目なのですが、国内の分配や再分配ではない部分がどうしても出てこざるを得ない法人税、国際課税の領域においては、やはり国際競争力というものを常に考えた上でやっていくということ、特に最低限、イコールフットィングというものが必要だろうと思います。

また、これからは日本への投資を拡大する、そのためのインセンティブとしての法人税、それから、国際課税に関するいろいろな取扱い、そういう観点を含めた上で考えていかなければ、全体としては日本の社会が豊かにならないと思います。企業が海外投資等を通じて、海外にあまりにも資産とか富を分配、再分配し過ぎると全般的に日本は苦しくなってしまう。そのため、やはり日本国内への投資がやりやすい形での設備投資、研究開発、人、それから、無形資産に対する取扱いなど、そういう税制というものも考えていくべきであろうという観点があると大変ありがたいと思っております。どういう形で織り込むかというのは非常にデリケートなところもあるかと思いますが、私からの意見でございます。ありがとうございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

本草稿が多岐にわたって大変よく細かく記載されておりまして、ありがとうございます。

それと一つだけ申し上げたいことがございまして、中小企業についての記述があまり見られないということでちょっと御指摘を申し上げたいと思います。地域社会の振興には、中小企業の活性化、または起業などが不可欠であります。ぜひとも本答申で取り上げていただきたいと思っております。

もう一つ、中小法人の配当等の促進について触れていきたいなというように思います。近年、貯蓄から投資への流れを支援し、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが重要であるとされています。このため、令和五年度税制改正では、上場企業株式等についてNISA制度拡充などの改正が行われ

ましたが、中小法人に対する投資については、それを促進する措置は整備されておりません。したがって、中小法人についても配当を行いやすい環境を整えるべきであるというように考えます。

中小法人にも内部留保がたくさんあって、ぜひとも配当したいなというようなところが数多くございます。そのときに、配当すると総合課税になってしまう。住民税を加えると最大で55%の税率が課せられてしまうのでちょっとちゅうちょされるというようなことでございます。具体的な対策としては中小法人が配当を行う場合には、中小法人の所得のうち、配当に充てられたものに対する法人税率を低くする。以前、配当の軽課というのがありましたけれども、そのようなイメージです。また、中小法人の株主が配当を受ける場合にも申告分離課税を認めること。これは上場企業からの配当を受ける場合と同じような扱いにさせていただきたいとの趣旨でございます。また、5%、10%の配当控除を引き上げるというようなことを検討して、ぜひともやりたいなというように思います。このことは、税収の増加につながると思います。というのは、軽課や20%の分離課税であっても、配当が増えればその分税収増にもつながるというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点、細かなことでございますけれども、本草稿の3ページの参考のところでございますが、参考の1行目、市場メカニズムを補完する租税の役割として公害問題というのがありますが、現代的にはこれが公害でも問題ないのですが、環境問題という文言を使用した方がいいかなというように考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

#### ○委員

どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

もう既に皆様がいろいろ御指摘になって重なってしまっていて恐縮なのですが、やはりライフコース選択と働き方選択に中立的な税制というのは、繰り返しになってしまうのですが、しっかり強調するべきだと思います。そのことが円滑な労働力移動にも資するということも強調していただければと思います。

もう一つは、働き方の変化、ライフコースの変化とともに、やはり経済のデジタル化というのが経済環境の変化を表している一つのキーワードだというように思っております。50ページに、無形資産に関連する所得を国境を越えて移動させることが容易になっている。これはデジタル化に伴ってなお一層そうになっている。そのことで、租税回避行動が起りやすくなっているという指摘があります。先ほど他の委員が、総論で述べたことはやはり各論でしっかり拾うというのが望ましいというようにおっしゃってしまっていて、私もそのとおりだと思っております。そのために、国際協調の取組が

今、行われているのですけれども、それを各論で述べる際に、そのことが国益にかなうのだということも強調していただければと思います。

総論の中で、どの国にもその国の実情、課題に応じたタックス・ミックスがあるというような表現がありました。底辺への競争によって過剰な法人税引下げ競争が行われる状況というのはゲーム理論で言う囚人のジレンマの状況とも同じです。非効率が発生していることとなります。国際協調が成功すれば、日本に限らずそれぞれの国が本来の望ましいタックス・ミックスを実施することができるという点、それから、企業にとっても公正な競争のための環境が整うという点を国際協調体制の意義としてしっかりと押さえていただきたいと思います。

税制の各論の方のこれまでの答申の中で、公平な競争条件という言葉があって、なるほど、確かにと思ったのですけれども、もう少し書き下してもいいのかなというように思いました。私自身は今、一生懸命考えて、企業が納税義務を果たすことで競争上不利にならない、そういうことになるかなと思ったのですけれども、ちょっと平たく言い過ぎているかもしれません。やはり抽象的な言葉なので、もう少しなぜそれが日本の企業の利益にかなうのかというところを述べていただければいいなと思いました。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

では、お願いいたします。

#### ○委員

私も今回この答申を見まして、今までの多様な意見をまとめながら租税の十分性をオリジナルに総論でも主張しようとしており、とてもいい方向に向かっていると思っております。

この点に関して、私が一番懸念しているのは、せっかく租税の十分性ということを中心しているのですが、この文章の中ではかなり遠慮した表現になっているということです。強調してもいいのではないかと思います。いかにも答申風の反語調の文章になっています。今回は、各分野の大家の皆さんもそろって、必要だということをおられるので、もう少し言い切りの形で、租税の十分性を主張できないのか、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あわせて、これも既に十二分に検討された結果かもしれませんが、十分性という概念です。これは分かったようで分からないタームです。この十分性でいいのか、他に概念としてアピールできるものがあり得ないのか。代わりにいいアイデアが、私にあるわけではないのですが、これに代わるものがあるのかどうなのか。その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

また、この十分性の概念を考えたときに、マクロで十分だということも重要なので

すが、個々のミクロの政策場面でも非常に重要な意味を持ちます。例えば、子育て対策です。今、異次元の子育て対策として、随分思い切ったことをやっています。しかし、幸か不幸か、子供が減り続けているというトレンドの中で、今の持続性が維持できているという側面も残念ながらあります。実際、本当に子供が増え出したら、今よりもかなりの予算がかかるようになってきます。本当の政策目的を達成した場合に、どのくらい予算が必要になるのか、ということも十分覚悟して、租税の在り方を考えてほしいです。

二番目です。せっかくいいことをやっても朝令暮改に終わるのでは意味がありません。政権が替わるごとに政策が変わるようでは、本来の政策効果を発揮できません。しっかりとした税に裏づけられて、この制度が成り立ち、国民に安心を持って受け取ってもらえることができます。こういう意味でも租税の十分性は重要です。

それから、三番目に、子育てを頑張れば頑張るほど現場が財政的に厳しくなってくるというのでは、やはりいい知恵は生まれてこないと思います。当事者である団体が子育てを頑張ることによって、一般財源ベースでも豊かになっていく。こういう循環から、「創意ある施策展開」が生まれてくるということです。こういう三つの局面の十分性を、どこかで訴えられていただけたらと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。まず事務局におかれましては、大変な力作をありがとうございました。

意見として五点、申し上げたいと思います。

一点目は、財政健全化と財政の信認確保の必要性に関してです。9章では財政健全化について言及いただいておりますが、場所、文章、中身という観点で控え目過ぎるのではないかという印象を持ちました。コロナ禍で財政が大幅に悪化し、たがが外れている感じを持っております。

他国では御案内のとおり、健全化にかじを切る国も出てきております。昨今、大きな注目を集めておりました米国の債務上限をめぐる議論もその意識があるがゆえの論点になっていると思います。日本のみそうした議論、健全化に向けて着手できてないとするならば、財政の信認を問われかねません。今すぐということではないかもしれませんが、そうしたことも含めて懸念を表せないかと考えます。

財政の信認が崩れれば、書いていただいている様々な論点が実現できないばかりか、経済成長、国民の生活も大きく損なわれるという点をもう少し強調してよいのではないかと思います。

二点目です。経済活動や働き方等に中立な制度の必要性に関して明記できないかということです。総理の諮問に基づきますと、今回はこれが一つの大きな論点だと思います。公正かつ働き方等に中立で、新たな時代の動きに適切に対応したあるべき税制と書いてございます。

しかし、本文について、働き方に中立という記述が少ないように感じましたので、検索しましたところ、本文で記載はゼロでございました。産業構造が大きく変化する中で、労働移動に中立な税制としていくことは、焦眉の急とっており、退職金税制についても労働移動に大きな影響を与えている制度と思います。

また、配偶者控除につきましても設計自体は就業調整を回避する設計にしているとしても、様々なアンケートでは人々の行動に大きな影響をもたらしていることは事実だと思います。未来世代を考えたときに、従来は必要だった制度も、役割を終えて見直すべきものはしっかり見直していく、その姿勢が必要だと思いますので、この点について、本文にも明記をいただきたいというのが強い要望でございます。

三点目、社会保障制度との関係です。もう少し税と社会保険料の役割について整理いただく記載があってもよいと考えます。

四点目、EBPMの政策評価についてです。この点も租特の項目に入れていただいておりますが、様々な政策で税が活用されてきております。EBPMの政策評価をしっかりと行っていくことが極めて重要な中で、目次立てとして入っておりません。一つの項目として入れていただくのが適切ではないかと考えます。

税制で何らかの経済効果等を意図した場合には、それをアウトカムとして設定し、数年後に検証することをプロセスとしてビルトインすること、それを次の税制議論や政策決定に生かしていくこと等について明記いただければと思います。

五点目は、国民への伝わり方についてです。何人かの委員がおっしゃっていましたが、どのような国を目指すのか、どのような経済社会を目指すのかという全体像があった上で、各論に移るとより伝わりやすいのではないかと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

## ○委員

それでは、申し上げます。

## ○委員

今回の報告書の原案につきましては、網羅的に、かつバランスよく専門的知見をまとめられていて非常に読み応えがあるものになっていると思われました。その上で大きく三点ほどコメントをさせていただければと思います。

一つ目は、将来世代に十分配慮すべきではないかという点は非常に重要なメッセージだと考えております。今回は税制上の課題との関係で書かれたから仕方ないのかもしれませんが、これからの世代にとってやはり人口減少社会に突入するということが、また、地球温暖化がいよいよ現実のものとして様々な災害等をもたらすといったこと

が重大な問題です。今回は仕方ないところがあるかと思いますが、これから先にこういった取組がなされる場合にはもう少し前面に出して検討していただくようお願いいたします。

二つ目が、これは各論の方で触れられるかと思いますが、働き方の多様化やグローバル化といったところで外国人の受入れは出てきているのですが、日本人が外に出ていくといった話は総論部分では出てきてないなという点が一つ気になったところではあります。

例えば起業家や高度人材といった人的資本の誘致競争が激しくなっています。また、富裕層が居住地を移すといった形で日本での租税を免れるといった事態もこれから問題になるかと思いますが、そういった富裕層に対して簡単にビザを発給する国も多く存在しておりますので、そういったものもしっかり各論レベルで議論していただければと思います。

三点目がグローバル化・デジタル化についてです。こちらは48ページ以降で触れられていますが、やはり国際的な取組が不可欠であることをぜひ強調していただきたいと思います。総論では特に見出しを立てにくいのかもかもしれませんが、先ほど租税競争のところでは御指摘がありましたように、集合行為問題を解決するという意味で国際的な協調が不可欠ですし、暗号資産の捕捉や、富裕層の租税回避といった問題に取り組んでいくためには国際的な協力の枠組みが必要です。日本として、そういったルールメイキングに関与していく姿勢を打ち出していただければと思います。

また、同じデジタル化の中で先ほど他の委員からも御指摘がありましたけれども、58ページのところの記述がやはり少し分かりにくいように思いました。参考として海外調査の内容を57ページに御紹介いただいておりますけれども、イギリス、フランスの例で言えば、給付を効率化するために税務情報をどう活用していくかといった視点でリアルタイム化が進められていると理解しております。この58ページの記述がどういった方向を描いているかは少し分かりにくいように感じましたので、御指摘を申し上げます。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

では、私もページに沿いながら、まず2ページ目ですけれども、何人かの委員からもあったと思うのですが、議論の順番に関わると思うのですが、「租税の役割」というところでいきなり純粋公共財はさすがにないなと思うのは、大体こんな公共財は国防ぐらいしかないし、最初なのに少し現実から乖離し過ぎている。

なので、税とは何かというときにいきなりこういう抽象論とか教科書から始めるのではなくて、もう少し具体的な課題、例えば先ほどからあったと思います。少子高齢化であれ、安全保障であれ、もちろん環境保全であれ、やはり具体的な政策、社会的な課題に直面するわけで、その社会共通の課題に対して国民が共通に負担するのが税であるということだと思いますし、だからこそ、税には充分性と呼ぼうが、財源調達能力と呼ぼうが、一定の税収確保能力が求められるのだということ。だって、それだけ課題が大きいからですよ。そういったところをもう少し切々と訴えた方が、私が公共経済学の教科書を書くならこう書くなと思うのですけれども、これは教科書ではないので、やはりいきなり公共財の話というのはどうかなと私は個人的に思いましたということですよ。

それから、ちょっと先に飛んで、最初に中立性のところで脚注5で間口の話が出ていました。私、面白がって授業で言うのですけれども、どうもこれは事実ではないらしいのです。最近の何かネットで、文献調査によると、間口税があったという直接的な資料的証拠はないらしいのです。これは確認された方がいいかもしれないです。

あと中立性に関してもやはりさらっと書いているというよりは抽象度が高いと思うのです。我々がここで議論した中立性は何だったっけというと、まさに働き方に対する中立性。それから、資産移転に関する中立性もありましたよね。それから、国際競争力への中立性とか、国の立地能力に対する中立性というのもあったわけでありまして、やはり具体的な中立性の課題はあるはずなので、そこをちゃんと列挙された方がいいと思います。やはり公平性の話もそうなのですけれども、これは税の原則はややもすると抽象度が高いので、各論になると結局消えるのです。出てこない。でも、やはり個別具体的に中立性とはどういう課題に対する中立性なのかを列挙いただければ、それは各論にもちゃんとつながっていくと思います。

あと、あのときも税調でも議論があったと思いますが、中立性の他には効率性というのもあるのです。ただ、その効率性を追求するというのは必ずしも温暖化対策、炭素税が典型例ですけれども、あえて市場活動に介入するというのもあるとは思いますが、ただ、やはり税のデフォルトは特段の理由がない限り中立性であり、もし市場の失敗が特段確認される場合においては、効率性の追求のためにあえて税を租税、租特的な政策税制的な活用をすることはあり得るという、何かそういうようなすみ分けはあっていいのかなと思いましたがということ。

それから、やはり気になったのは15ページのところの最適課税論なのですけれども、これは2つの話が完全に混在していて、社会厚生関数がああだこうだというのは最適所得課税の話で、弾力性が高い低いなのというのはラムゼイルールの話なので、これは多分分けられたほうがいいと思います。直接税と間接税、話が違うので。

それから、やはり私は最適課税論の中で一番大きな重要な命題は、これは消費税に絡むので申し上げますが、あのときも言ったと思う。生産効率性命題であって、生産

過程に介入しないというのが実はDiamond、Mirrleesです。これが実は意外といろいろなところで使われているのです。だから、消費税だという話にもつながっていくのでというところはもう少しここは整理された方がいいかなという。

あまりあと時間をかけずに端的に申し上げると、せっかく歴史の話をされた19ページはいいのですけれども、最初に申し上げると、さすがにローマから明治維新は時間が飛び過ぎということがあるので、ローマは要らないのではないかとということ、それから、ここで全体的に申し上げるのは、せっかく歴史を振り返るならば、税にはイノベーションがあるということだと思ふのです。

例えば地租改正がありますけれども、地租改正は収益還元法ですからイノベーションなのです。例えばあと日本の発祥ではないけれども、ナポレオン戦争のときに入れた所得税というの、これもイノベーションであり、この後、出てくる付加価値税も税のイノベーションなのです。しかも、最近だと例えばイギリス、ヨーロッパなんかだと炭素税に国境調整措置を入れるというの、これもイノベーションだし、それから、国際課税のコンテキストでいけば、いわゆる超過利益に注目し、しかも市場国に課税権を配分するというのも立派なイノベーションなのです。

歴史を遡るといふのは単に昔、こんな税金があったねではなくて、税にもそういうダイナミズムがあるということ。何でそれを言うかということ、だからこそ、新しい経済環境の中において我々は税のイノベーションが必要なのではないかと、そういうストーリーにつながっていくと思いますので、歴史を振り返るなら、それは未来にどうつなげるかが大事なのです。単に歴史を見るだけだったら、それはただのお勉強になってしまいますのでということ。

それに関わるのですけれども、せっかくなので、これで最後にします。22ページ一番下にある外形標準課税の話。実はシャウプ勧告は、ややもすれば付加価値税を日本に最初に導入したパイオニアになり得るはずだったと思うのです。だって、世界の付加価値税の最初はフランスの1954年なので、シャウプ勧告はそれより早いので。もちろん、直接税と間接税の違いはありますけれども、意外とシャウプ勧告はパイオニア、イノベーションが本当はあったのだよねというところ、こういったところはもう少し触れられていいのかなと思いました。

あと一言だけ最後に。総論と各論のつなげ方がすごく大事だと思います。ややもすると、総論は総花的、抽象的になってしまっていて、各論になると具体的、実務的になるので、それとこれが全くつながらないということになれば、総論は学者の議論ですね、実務は実務ですねとなってしまうので、ちゃんと総論と各論はどうつながっているかという、その道筋は見せられた方がよろしいかなと思いました。

以上です。

## ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

## ○委員

ありがとうございます。

大きく三点申し上げたいと思います。全体、包括的にまとめていただいてありがとうございます。大変お疲れさまでした。

一点目は、財政と、それから、人口動態に関わる、特になるべく冒頭で書いた方がいいなと思うポイントです。最初にコロナを名目に大盤振る舞いをして財政規律を失いました。歳出見直しを通じた正常化が必要だと明確に書いたらどうでしょう。現状では81ページ、最後の方におとなしく書かれています、これがまずスタートのように思います。

それから、総論の二つ目ということで4ページに「租税と民主主義」、それから、13ページに「世代を超えた公平と租税の十分性」という議論があります。民主主義が実態としてどうかと考えると、現在の人口構成の下ではシルバー民主主義になってしまっている、将来世代を重視した負担と給付の実現を強く意識して行うことが必要だと、これも明確にスタンスを取った方がいいなというように思いました。

それに関連しますが、税と社会保険トータルでの視点を重視するということもなるべく冒頭で書いた方がいいなというように思います。そうでないと子育て財源を社会保険で働き手に求めるみたいなナンセンスな議論が横行するので、これはしっかりピン留めをすべきではないでしょうか。

それから、43ページに家族構成の変化、共働き世帯の増加ということで書いていますが、共働き世帯が増加しているのは事実なのですが、将来を考えるとこれが標準になるという前提で多分今後の税制の議論をしていく必要があるなというように感じています。増加というのは客観的ではあるのですが、実態を考えるともっと踏み込んで書いてもいいのではないかなというように思いました。

二点目の大きな論点は産業競争力に関してです。48ページ、グローバル化の中での我が国企業というところで、従来の流れに関しては詳述をいただいています、現在起こっていることは中国外しのサプライチェーンの再構築、それから、製造拠点としてのアジア諸国と日本の経済的な差の縮小、これを受けて、基幹的な製造拠点に関しては国内回帰の流れが起こり始めています。したがって、これを受けて法人税制の相対的な競争力を大きく劣位に持っていくような変化は避けるべきだと考えています。

55ページ「産業の新陳代謝とスタートアップ・エコシステム」、ここでは特にポイントアウトすべきは、一つは廃業率の低さで、その示唆は税制を含めてゾンビ企業の延命措置を解除するということが必要だと考えています。

それから、大企業のポートフォリオ再構築、特にノンコア事業の外部化を推し進めること。

そして、スタートアップの中でも特にディープテック分野の育成や誘致、これが重

要だと考えています。したがって、研究開発型企业に優しい税制というものを積極的に検討すべきタイミングだと考えています。

三点目が人材です。昨今の生成AIを含めたAIの進化で仕事の代替という論点がいよいよリアルなものになってきました。一方で、高齢化が進んでいる社会の中で、健康な間はみんなで働いて社会を支えるというのが基本形になるというように考えます。そう考えると、従来以上に生涯教育によるライフタイムエンプロイアビリティ、あるいはフレキシキュリティ、これの実現が急務で、そのためには労働市場の活性化、それから、生涯教育の促進、この辺りは踏み込む必要があるというように考えています。60ページで「教育と格差の固定化」というところをさらっと書かれていますが、もう少しこの辺りも踏み込んで書いてはいかがでしょうかという提案です。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

全体を読ませていただきましたが、非常に格調の高い包括的でいい文章だと思いました。今日、いろいろ議論になっている十分性のところですけども、私はこのところは何度も読みましたが、やはりこれは租税原則としてこういうものを新たに提起するというので慎重に書かれておりますし、このロジックはそれなりの力を持っていて、こういうことで基本的にはいいのではないかと私は思います。

他の委員の方から80ページの20行目、内閣府の「中長期試算」が出ていて、これをめぐっていろいろなお話もありましたが、これはこれで一つのメッセージとして、頑張ればうまくいきますというような形で、具体的にどんな文章にするかということは別として、こういう例を挙げていただくということで結構なのではないかと思いました。とにかく原則ということの一つ言い出すというのは、なかなか難しいことではないかと思います。

あと三点ばかり、細かいことを申し上げます。

一つは、7ページの27行目なのですが、ここに源泉地という言葉と、それから、仕向地という言葉が出てきているのですが、これはテクニカルに言いますと、源泉地主義、仕向地主義というのは、消費税の言葉ですと源泉地主義というのは事業者の所在地、仕向地主義というのは消費者の所在地というように分かれています。

このところでちょっと気になるのは、源泉地主義だと事業活動による利益というものが課税されるのだと、仕向地主義だと消費者のいるところで課税されるのだということになっているのですが、しかし、所得課税の論理としては、物の販売からも利益は生じるというように考えています。これは移転価格税制などでさんざん問題となってきたところなのですが、物を作るということと物を売るということ、こ

れはどちらも所得源泉であるように考えています。なぜこんなことを言うのかというと、ピラー1が現在、だんだんと進んできていますが、あれはあくまでも所得課税の範囲でこの問題を解決し、租税条約を変えて課税権を再分配しようということで、消費課税に踏み込むというDSTのような話ではないので、そのところ、誤読されないような書き方がいいのかなというように思っております。

それから、もう一点は、やはりこれは応益負担というところで30ページの13行目、地方税のところでありまして、比例税率だから応益なのかと言われたときに、将来の地方税が自分の手を縛ってしまうとちょっと困るのかなと。それはどういうことかという、金融所得課税で上乗せ課税みたいなことを一億円の壁がありますから、そういうことの議論が起こったと思いますし、恐らく5年、10年のうちにそういう話はまた起こってくるだろう。そのときに地方が、いや、そんなものは要りませんかということには多分ならないと思うので、そのところ、ちょっと書き方の工夫かなと思っております。

三番目はタックス・ミックスという言葉の使い方で、これは別にどこかを変えなければいけないということではないのですけれども、この言葉は要するにシャープ勧告が所得税中心主義を入れてきて、しかし、それを前世紀の最後の10年ぐらいから消費課税を次第に重視していくというときに使われた言葉でありまして、例えば金子宏先生が『税大ジャーナル』の第1号、2005年ですが、ここにタックス・ミックスのことを書かれておりますが、私の言いたいことは、タックス・ミックスという言葉は納税者から見たときにどういう負担、つまり、資産・所得・消費の割合を採用すれば一番負担税力をうまく表すことができるかということ、それは所得だけではないでしょうという話が出てきて、金子先生がそれを『税大ジャーナル』の第1号で敷衍されたと思うのです。

これは課税権者側から見てどういように混ぜたらうまく税金が取れるという話とは違いますので、そういうように取られないように注意をされるのがいいと思います。今回特に問題になるような箇所はありませんが、各論の中でも注意をしていただくといいのではないかと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

もうお話がたくさん出ているのですが、私から二・三、お話をさせていただきます。

一つは、公的サービスのために税負担でという話なのですが、全て公的サービスで賄う社会を望んでいるわけではないと思うのです。現実的ではないと思うのです。やはり自助、共助、自分なりにやることをやっていくようなことも原則だと思うので、

目指すべき社会として少しそんなことを、自助、共助、中負担、中サービスの国にするというようなイメージを持つ必要があると思うのですね。みんなそれなりにイメージを持っているわけですが、誰も言ってないですよ。それがないと次に進まないような気がします。

そのときに、この全体の話の中でやはり社会保障と税についての議論、それから、地方についての議論、この二つはやはり避けて通れないのだと思うのですね。社会保障と税の一体改革は何度か議論もしているし、なかなか書きにくい。これは今後のテーマでもあると思うのですが、地方については地方活性化の取組とか地方分権の進展といったような項目があるのであれば、はっきりと、地方の財源をどうするのかとか、サービスをどうするのかといったことも議論をしていかなければならないのではないかと思います。

その中で、先ほど中小企業基本法の話が出ましたけれども、働き方の多様性と同じように企業の在り方の多様性もあると思うのですね。ここでは何も企業の多様性についてはうたわれていませんが、例えば自助、共助を推進したり、それから、社会参加の場をつくるという意味があったり、地域コミュニティにおける経済とか社会システムの最適化を図るといような役割であるとか、そういったことが地域社会においては十分にあると思うのですね。ただただサービスを受けるだけではなくて、自分たちもその一員としてしっかりやっていくといような位置づけも大事なのかなと思います。高齢者が社会と接点がないと健康寿命が短いそうですが、何らかの形で社会と接点を取るような場をつくっていくということも重要だと思うので、収益の話とかいろいろな話とは別に中小企業基本法でも一部言われているような企業の役割というものをもう一度、しっかりとうたうべきではないかなと思います。

以上です。

## ○委員

ありがとうございます。

終了予定時刻は2時45分ということになっておりますけれども、あと3人、ずっとお待ちいただいているわけですが、挙手をしていらっしゃる方がいらっしゃいますので、これは少し時間を延長するということになるということをお知らせください。これ以降、皆様の御予定に合わせて適時御退室いただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、お願いいたします。

## ○委員

ありがとうございます。

私からは租税の十分性ということについてコメントさせていただきます。この十分性というものを今回の報告書で、前回までとどこが、何が違うのかということ、あるいはこの報告書全体のメッセージとして一つのキーワードとして捉えるといような

ことでやることについては同意いたします。いいのではないかと思います。

ただ、その場合に、取扱い方というのにはこれまでの他の委員の先生方からもありましたように気をつける必要があるということで、一つは充分性とは何かというように言葉の定義をもっと丁寧にした方がいいと思います。例えば11ページにマスメグレイブの7条件で充分性というものについて「歳入（税収）は充分であるべきこと」とか、ワグナーの4大原則の課税の充分性で「財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること」とあるかと思うのですが、こういったことから充分性という言葉が独り歩きすると安易な増税や税制面に走ればいいのかという誤ったメッセージを受け取られる懸念もあるのではないかと思います。

この言葉をもってして現状と将来の見通しが容易でないという緊張感というものをメッセージとして込めるといふことと、それから、充分性を確保することによって社会課題の解決ですとか安心・安全な社会の構築に役立つのですよということが込められるのであればいいかなと。もちろん、言葉の定義なのであまりにも拡大して詰め込むことはできないのだと思います。

13ページにこの充分性との関連で世代を超えた公平というものがあります。これは将来世代のツケ回しは駄目ですよということで非常に有力なメッセージだと思うのですが、これに加えて今、申し上げたことに関係してきますが、幾つかポイントを付け加えたらどうかと。

一つは財政の持続可能性ですね。世代を超えた公平とも関係してくるわけですが、単に将来世代にツケ回すという危険性だけではなくて、足元で国債残高、これだけ積み上がっていて大丈夫なのか、国家としての信頼性に関わるのではないかなという声もあるわけですから、そういう財政の健全化、持続可能性というものを正面からここで捉えて、そのために充分性というのを必要な要素という捉え方もできるのではないかなということですね。

それから、もう一つは、新たな社会課題への対応ということで、前回の答申からのいろいろな問題、少子高齢化とかグリーンとか、それから、防衛とか安全保障というのも社会課題というか外部環境の変化、国際環境の変化といった状況もあるかと思います。そういったことに対処していくための方策の考え方であるというような押さえ方ができると国民の納得感の大きいものになるのではないかと考えました。

最後に、この報告書、今回の答申にはなじまないというかスコープになり得ないかもしれませんが、先ほど委員の方から何人か言及があった独立財政機関というものについて、もう少しメリット・デメリットとか海外の事例とかというのが簡単にインプットがあるといいかなと。これをちょっと時間的にもこういったものを正面から捉えて報告書に書き込むというものにはなるかどうかは分かりませんが、論点としてきっちり押さえおく必要があるのではないかなというように思いました。

以上です。

## ○委員

ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。

## ○委員

もうそれぞれ皆様がおっしゃられていることと全く重複するのでございますけれども、受け手としての公的サービスのところから書き起こしていただき、総論的なところからよくまとめていただけたと思いますので、非常に感謝しております。

その中で、今、十分性のお話も出ましたけれども、私、この14ページの十分性について13行目ぐらいに「自らの税金をどう使うか」の選択肢をつなぐことであるという、このフレーズはとても私にとってはキャッチーなフレーズで、これは世代間の税の十分性、非常にいい言葉で表現されているのではないかなと思います。2ページ目の社会の会費であるという共通の費用を賄うための会費であるということも非常に分かりやすいとは思いますが。

その上でなのですけれども、先ほど来、他の先生もおっしゃられていたことなのですが、9番目の「我が国財政の構造的な悪化」というところがここまで飛んでおられて、その79ページにそもそも最も基本的な役割で財政調達機能を十分に果たせていない状況にありますと現状が書かれ、その次のページに、私は実はここが一番心配なのですが、金融政策が正常化された場合に金利上昇に係るリスクがあるのだよねと。その下の方に、もう3年で終わるのですが、「力強い経済成長が実現し」と書かれているのですが、実は私はこの力強い経済成長が実現したときにこの上の方の金利上昇リスクがどうなるのかなと。

ここに関して、この次のページ、これは修文的になるのですけれども、租税の財源調達機能がしっかり発揮されることが不可欠ですよというようにずっと書かれているのですが、むしろこれだけの金利上昇リスクが冒頭14ページに果たされた十分性がなのまま来た現状において、これに関しては成長以上の税収弾性率を得られるような財源調達機能を持たせないといけないのではないかなという部分について、ちょっと強調していただくような修文にさせていただいた方がいいかなとすごくそう思います。

何かそのためとつながって、普通にやっていたら大丈夫ねというように読めてしまうような気が私個人にはしたものでございます。それだけ最後に、ほとんど重複する話で恐縮なのですが、この金利リスクというのが今まで我々がサボってきたところの端的な話なのではないかなとちょっと感じている次第でございます。

## ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

## ○委員

ありがとうございます。

三つありますけれども、一つは、インフレについて何か議論があってもいいのかなと思いました。というのも、ここ30年間は本格的なインフレもなかったので担税力の調整もする必要がなかったと思いますが、やはり担税力の調整ということで考えると、インフレに応じて各種の所得控除の金額をどうするかとか、所得税のブラケットをどうするかという問題が出てくると思います。実際、いわゆる年収の壁の問題についても最低賃金率というのはここ数年、かなり上がっておりますので、もしそういう就業調整の行動を取っているというのであれば、賃金が変わると調整しなければいけないのは時間ですので、かなり今すぐということではないのかもしれませんが、今後、非常に重要になるような問題かなと思っております。

あと二つはあまり重要ではないのかもしれませんが、一つは、数名の先生方がおっしゃっていた消費税が比例的か逆進的かという話です。これも一般の方に御説明されるときは、税制において累進的か逆進的かというのはどういう単位で捉えているかということを示されるのがいいと思います。というのも、累進所得税も期間を延ばせば累進性は下がるわけですから、そこら辺の時間的なスパンでどう考えるかというのはやはりはっきり御議論されて、かつ一つ一つの税を取り上げて負担がどうこうというよりも、全部の税で総合的にどういう負担になっているという議論が重要でないかと思っております。消費税の比率が高くて逆進が高まるのであれば、所得税で調整ということになるかと思っております。

最後は何度も出ている十分性の話なのですが、ここに書いてあるお考え、非常に重要なことだと思いますが、やはり十分性という言葉だけでは誤解を生むようなことがあるのかもしれないなと思っております。私自身、財政学の教科書をいろいろ見てきて、昔の偉い先生が十分性という原則を出して、では、十分性はどういうことかなと教科書を見ると当たり前なことしか書いてないわけですね。なので、もう少し広がりを持たせるような議論が必要ではないのかなと思っております。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

挙手された方のコメントないし御意見は以上でございます。

なお、事務局から最後に何かコメント等あればお願いいたします。

#### ○事務局

様々な御意見、ありがとうございました。

複数の先生からいただきました例えば十分性を定義を含めてもう少し深掘りするべきではないかという意見ですとか、税と社会保障の関係をもう少し明確に書くべきではないかといった御意見。それから、生涯所得に対する消費税というものと逆進性の関係を少し再考すべきではないかという意見をいただきました。

また、会長とも相談しながら考えていきたいと思っておりますけれども、一点、私の説明

が少し不足していたと思っている部分がありまして、経済社会の構造変化のところ、実はこれは順番についても若干の意図がございまして、見ていただくと社会構造変化の中で働き方の改革、経済のグローバル化・デジタル化という部分について、いわゆる社会が大きく変わっていくということを前提として税をどうメンテナンスしていくかというような部分でございます。それから、4ポツの格差、5ポツ、エネルギーで書いてあるのがこれからの社会課題に対して税はどう対応すべきかというところ。6と7については、もっとより大きく構造が変化、変革していくという中で財源が求められるということで、9番の財政の構造的な悪化に結びつけていくといった構成でございました。

この9番の財政についてもっと前に書くべきではないかという御意見がございましたけれども、ここはなかなか悩みどころでございまして、充分性とといった結構強いメッセージが出た後でいきなり社会の構造変化をこの税調、どう理解するかというところで最初にこのお金が足りないという言葉を出して前面に出していくということで、その後を読んでもくれるのだろうかとかということも含めながら、いろいろこの順番を苦心して考えていたところではあるのですが、そういったところを踏まえながら、本日いただいた意見を踏まえながら、また会長と改めて相談しながら、コメントいただいた皆さんとも相談しながらまた考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

## ○委員

ありがとうございます。

今日は皆様のお気持ち、お考え、とてもよく理解できました。

本日いただいた総論に関する御意見は、神野会長代理や事務局とも相談しながら、文案の修正などを検討してみたいと思っております。

また、各論的な御意見・御指摘に関しては、こちらでも事務的に何人かの先生方のお力をお借りしながら執筆を進めておりますけれども、次回までに可能な限り反映をさせて皆様に御提示できればと考えております。

次回の政府税調は6月6日火曜日13時からの開催を予定しております。次回も本日と同様に自由闊達なやり取りを行っていただくため、非公開の起草会合として開催したいと思います。引き続き皆様の御協力、よろしく願いいたします。

本日はこの辺りで終了したいと思います。本日の会議の概要・概略は、この後、私の方から記者会見で御紹介したいと思います。

なお、繰り返しになりますが、情報管理の観点から本日の紙の資料は机の上に残したまま御退室いただければと思います。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

[閉会]